

相談・貸付から返済までのながれ

- 1 お住まいの区市町村窓口へご相談ください。
窓口で世帯の生活状況等を伺い、対象者であるか確認します。
- 2 貸付金の種類に応じて、必要な書類を用意し、借入申込書を記入します。
必要書類は、ご相談内容によって追加される場合があります。
- 3 申込み関係書類を区市町村窓口に提出してください。
- 4 貸付実施機関（東京都社会福祉協議会）で審査を行います。
審査の結果により貸付できない場合があります。
※審査には2～3週間程かかります。
- 5 東京都社会福祉協議会から借入申込者及び連帯保証人宛に審査結果通知（貸付決定の場合は借用書など）を送ります。
- 6 借用書に、借受人・連帯保証人の自筆署名・押印（実印）し、必要書類とともに区市町村窓口に提出してください。
- 7 貸付金が送金されます（借受人ご本人口座）。
※借用書提出から貸付交付まで、2～3週間程かかります。
※貸付金使用のため、領収書を区市町村に提出してください。
- 8 据置期間（6ヶ月）の後、返済が開始されます。
- 9 返済が完了すると、借用書が返送されます。

☆重要

申込開始は、令和3年4月1日からとなります。
申込締切は、おおむね令和4年1月下旬から同年2月中旬ですが、区市町村によって締切日が異なるため、区市町村窓口に必ずご確認ください。
ご相談はお早めに！

で返済について

- 1 貸付金は、無利子です。ただし、借用書で約束した返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して延滞利子が発生します。

2 返済方法

- ① 借入額を返済月数で毎月返済する均等返済です。
（端数処理は最終回）
- ② 返済は、原則として金融機関からの口座引落となります。

で返済の免除（償還免除）について

受験生チャレンジ支援貸付事業貸付金では、高校・大学等へ入学した場合、返済が免除（償還免除）されます。

免除に際しては、免除申請書とともに入学した高校・大学等の入学証明書や在学証明書などを提出していただきます。

また、その他にも償還免除の適格要件にのっとり免除される場合がございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

※ 本資金の返済が免除（償還免除）された場合は、免除された金額分について一時所得と見なされます。必要に応じて確定申告などの手続きをしてください。
また、償還免除を受けるためには、必ず領収書の提出が必要となります。

個人情報情報の取り扱いについて

この資金のご利用に際して得た個人情報、「東京都社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき取り扱います。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会

お申込み先 お住まいの区市町村窓口

社会福祉法人 文京区社会福祉協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-15-14

☎ 0120-792-756 FAX 03-5800-2966

東京都 受験生チャレンジ支援貸付事業

検索

東京都

270

リサイクル通信(A)
この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。

令和3年度

受験生 チャレンジ支援 貸付事業 貸付金のご案内

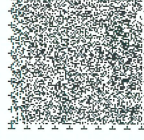
高校、大学等に
入学した場合

返済が免除

中学3年生等
高校3年生等に
奨費用や受験料を
無利子で貸付

中途退学した方の
再チャレンジにも

東京都



受 験 生 チ ャ レ ン ジ 支 援 費 付 事 業 一 覧

賞付金の内略

区町名称	窓口	電話	区町名称	窓口	電話
千代田区	保健福祉部生活支援課	03-5211-4126	武蔵野市	武蔵野市民生福祉協議会	0422-23-0701
中央区	中央区社会福祉協議会	03-3206-0506	三鷹市	三鷹市社会福祉協議会	0422-46-1108(代)
港区	子ども家庭支援センター	03-5962-7214	青梅市	健康福祉部福祉総務課	0428-22-1111(内)3530
新宿区	新宿区社会福祉協議会	03-5292-3250	府中市	福祉保健部福祉推進課	0422-335-4161
文京区	文京区社会福祉協議会	03-3812-3040	昭島市	昭島市社会福祉協議会	0422-544-0398
台東区	台東区社会福祉協議会生活支援課	03-5828-7547	調布市	調布市社会福祉協議会	042-481-7693
墨田区	福祉保健部厚生課厚生係	03-5608-6151	町田市	町田市社会福祉協議会	042-722-4898
江東区	安整チャリティ支援付随窓口	03-3647-9680	小金井市	小金井市社会福祉協議会 (生活福祉部)	042-366-0294
品川区	福祉部生活福祉課	03-5742-6545	小平市	小平市社会福祉協議会	042-344-1217
目黒区	健康福祉部福祉総合課	03-5722-9249	日野市	健康福祉部一乃方センター北分 (生活福祉部)	042-581-3812
大田区	大田区社会福祉協議会	03-3736-2026	東川崎市	ほっとシティ東川山	042-306-3427
世田谷区	世田谷区社会福祉協議会 (03-5722-2000(内)400)	03-5431-5385	国分寺市	国分寺市社会福祉協議会	042-324-8401
渋谷区	渋谷区社会福祉協議会	03-5457-2200	国立市	健康福祉部福祉総務係	042-576211(内)404
中野区	中野区社会福祉協議会	03-5380-5775	福生市	福生市社会福祉協議会	042-552-2121
杉並区	杉並福祉事務所救護課事務所	03-3398-9104	狛江市	狛江市社会福祉協議会	03-3488-0294
杉並区	杉並福祉事務所高戸事務所	03-5306-2611	東大和市	東大和市社会福祉協議会	042-564-0012
豊島区	杉並福祉事務所高戸事務所	03-3332-7221	清瀬市	生活福祉課庶務係	042-482511(内)167
北区	豊島区民生福祉協議会	03-6388-0055	武蔵野市	福祉保健部福祉総務課	042-470-7749
荒川区	北区社会福祉協議会	03-3907-9494	武蔵野市	武蔵野市社会福祉協議会	042-568-0061
板橋区	板橋福祉事務所	03-5615-3440	多摩市	健康福祉部福祉総務課	042-400-0688
板橋区	赤塚福祉事務所	03-3579-2322	稲城市	稲城市社会福祉協議会	042-401-5294
練馬区	志村福祉事務所	03-3938-5126	羽村市	羽村市社会福祉協議会	042-554-0304
	練馬福祉事務所(176の市)	03-3968-2331	あきる野市	あきる野市社会福祉協議会	042-533-3548
	練馬福祉事務所(179の市)	03-5984-4742	西東京市	西東京市社会福祉協議会	042-497-5073
	石神井福祉事務所(177の市)	03-5997-7714	瑞穂町	瑞穂町社会福祉協議会	042-557-0159
	大泉福祉事務所(178の市)	03-5393-2802	日の出町	日の出町社会福祉協議会	042-597-4848
	中野第一福祉課	03-3880-5875	多摩野町	多摩野町社会福祉協議会	042-598-0085
	中野第二福祉課	03-3880-5419	大島町	大島社会福祉協議会	0428-83-3855
	千住福祉課	03-3888-3142	利島村	利島村社会福祉協議会	04992-9-00118
足立区	東部福祉課	03-3605-7129	新島村	新島村社会福祉協議会	04992-5-1239
	西部福祉課	03-3897-5013	神津町	神津町社会福祉協議会	04992-8-0819
	北部福祉課	03-5831-5797	三宅村	三宅郷社会福祉協議会	04994-8-5688
葛飾区	葛飾区社会福祉協議会 (5と12の郷池ヶ・御蔵沖)	03-3880-5705	御蔵村	御蔵村社会福祉協議会 総務課	04994-8-2121
江戸川区	江戸川区社会福祉協議会	03-5671-5175	八丈町	八丈町社会福祉協議会	04996-2-2609
八王子市	八王子市社会福祉協議会	03-5662-7638	青川島村	総務課庶務民生係	04996-9-01111
立川市	立川市社会福祉協議会 (0426-5412社会福祉センター)	042-620-7282	小笠原村	村民課福祉係	04998-2-3939
		042-503-4308			

令和3年4月1日現在

【事業実施主体】 東京都社会福祉協議会 03-3268-7189
【事業管轄】 東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課 03-5320-4072

学習塾等受講料貸付金		
対 象	中学3年生・高校2年生又はこれに準じる方※1	貸付限度額 200,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。 ※2
貸付の範囲	対象となる学習塾等の費用 ※3	

貸付対象となる学習塾とは

- ・児童、生徒又は学生を対象とし、有償での学力の教授を直接又は通信で行うもの
- ・一定期間以上運営を継続していること ・家庭教師は対象外

受験料貸付金(高校受験料)		
対 象	中学3年生又はこれに準じる方※1	貸付限度額 27,400円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。※2
貸付の範囲	対象となる高等学校等の受験料※3 ・1度の貸付で4回(校)分の受験料まで貸付可 ・1校当たりの受験料は2万3千円まで	

貸付対象となる高等学校等は

- ・学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(同法第1条)

受験料貸付金(大学受験料)		
対 象	高校3年生又はこれに準じる方※1	貸付限度額 80,000円(上限) 1人の子供に対して、複数年度に渡る利用はできません。※2
貸付の範囲	対象となる大学等の受験料※3	

貸付対象となる大学等とは

- ・学校教育法に規定する大学、短期大学、専門職大学、専修学校、各種学校（同法第1条、第124条、第134条）

[illegible]

(黑井金恒)

(両資金共通)		貸付の範囲	原則未払いであるが、既払いでも申請可能
貸付利率	無利子	連帯保証人	原則1名必要(困難な場合は連帯借受人可)
据置期間	貸付を行った年度末の翌日から6か月以内	返済(償還)期間	据置期間経過後5年以内

ご利用いただける方

次の全てに該当し、区市町村窓口において受験生チャレンジ支援貸付事業の対象者であると判断された方

- 1** 世帯の生計中心者(20歳以上)であること。
- 2** 世帯(父母等養育者)の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること。
- | 【総 収 入】 | | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 世帯人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | |
| 一般世帯 | 2,717,000 | 3,343,000 | 3,864,000 | 4,415,000 | |
| ひとり親世帯 | 3,018,000 | 3,788,000 | 4,415,000 | 4,832,000 | |
- ※世帯人数とは、父母等養育者、要支援者、18歳未満(就中・無職)の場合は除く。ただし、未就学児は除かない。の子供及び18歳以上の就学中(通入生を含む。)の子供の人数が「賃貸物件に住んでいる」又は年額上限84万円(月額上限7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合と確認します。
- ※賃貸物件に住んでいる場合は年額上限84万円(月額上限7万円)を限度に、家賃支払額を本人収入額から減額できる場合と確認します。
- ※営業所得など、給与収入額以外の所得がある場合には、合計所得金額で確認します(家賃分の減額はできません)。
- | 【合計所得金額】 | | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--|
| 世帯人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | |
| 一般世帯 | 1,722,000 | 2,160,000 | 2,551,000 | 2,992,000 | |
| ひとり親世帯 | 1,933,000 | 2,850,000 | 2,992,000 | 3,325,000 | |

- 3 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること。
 - 4 土地・建物を所有していないこと。(現在居住している場所は除く。不動産所得がある場合は、対象とならない場合がありますので、ご確認ください。)
 - 5 都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること。
 - 6 生活保護受給世帯の世帯主又は世帯員でないこと。
 - 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の世帯員でないこと。
- ※詳細については、お住まいの区市町村窓口へお問い合わせください。